

退去費用 内容を確認

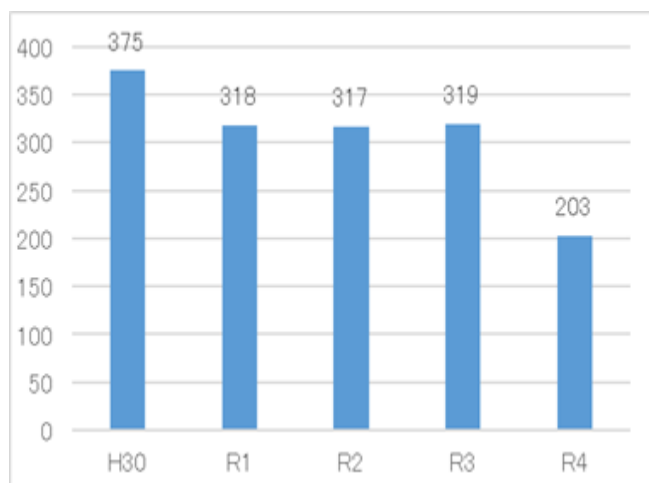
年度末を迎え、卒業や転勤により賃貸住宅を退去される方が多くなる時期です。それに伴って、賃貸住宅に関する相談も増加する傾向にあります。

▼大学生の息子が、アパートの退去に伴う立ち会いの際に、大家からハウスクリーニング費用を請求すると言われた。息子はたばこを吸わず、きれいに掃除をして退去した。契約書にも、クリーニング費用に関する記載はなかった。支払いに納得できない。(50代・女性)

▼5年間入居した賃貸住宅を退去後、高額な退去費用を請求された。請求内容は、室内清掃、ワックス磨き、ふすまやクロスの張り替え、畳の交換費用だった。退去時の立ち会いで業者に指摘されたのは壁の汚れ1カ所のみだった。支払わないといけないのか。(40代・男性)

▼2年間入居した賃貸住宅退去時の立ち会いの際、業者から指摘されなかった費用を請求された。ペットを飼っていたためか、クロスの全面張り替えやハウスクリーニングなどの費用だった。契約書にある張り替え費用の単価に対し、請求書の単価が高額だった。不当な請求金額ではないか。(40代・女性)

賃貸住宅のトラブルに関する相談は、退去時に発生する「原状回復費用」として、主に修繕費用やクリーニング費用の請求に関する内容が多く寄せられています。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた
賃貸住宅及び引っ越しに関連する相談件数
(R4は12月末時点)

原状回復とは、借り主の通常の使用方法を超える使い方によって生じた汚れや損耗、破損などを復旧することを指します。これらの費用負担については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に一般的な考え方が示されています。ガイドラインでは、借り主の通常使用での自然損耗や経年劣化で生じた破損などの復旧費用については、貸し主負担となっています。退去時の立ち会いの際や修繕費用を請求された場合には、ガイドラインを参考にして内容をよく確認し、納得できない点については家主側と十分に話し合うことが必要です。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日8:30～17:00 土曜日9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。